

# 店舗用ショッピングカートによる 子どもの事故を防ぐには

**転落事故により重症になることも！** 事故防止のため以下の点に注意しましょう。

## ● 座席以外には乗せない

座席以外に乗っていて事故が起こった事例が寄せられています。転落や転倒の危険がありますので、座席以外には乗せないようにしましょう。

## ● 対象年齢を確認する

カートや店舗の注意表示に記載されている座席の対象年齢・月齢を必ず確認しましょう。

## ● 座席のベルト等を着用する

立ち上がりたり乗り出したりしないよう注意し、座席にベルトやハーネスがある場合は着用しましょう。

## ● カートで遊ばせない

カゴやハンドルにぶら下がるなど、カートで遊ばせないようにしましょう。カートや店舗の注意表示等もよく確認しましょう。



## ● 専門家からの助言：西田 佳史 先生 (国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人間情報研究部門)

子どもの製品事故防止のためのガイドライン「ISO/IEC Guide50」においては、子どもは起こりうるリスクを正しく判断する力がない点、様々なことにチャレンジしたいという探索欲求がある点、子どもを見守ることで常に重大な傷害を防止または最小にできるわけではない点などが指摘されています。特にショッピングカートの利用時は保護者も買い物という目的があるため、常に子どもに意識を集中することはできず、見守りだけでは事故を防止することは難しいと考えられます。

座席にしっかり座っている状態であれば、転落の発生リスクは低いので、カート上で子どもが立ち上がりたり乗り出したりしないよう、ベルトやハーネス等が備え付けられているときは必ず着用するなど、カート上で子どもの動きを抑制することが転落・転倒事故防止に有効と考えられます。

(当センター公表資料「医療機関ネットワークにみる店舗用ショッピングカートでの子どもの事故-転落時の頭部損傷のリスクが高く、危険です！-」より抜粋)



本内容の詳細は、独立行政法人  
国民生活センター公式サイトに  
掲載しています。

<http://www.kokusen.go.jp/>

くらしの危険

最新号やバックナンバーは  
こちらからご覧いただけます。

公式サイト「くらしの危険」コーナー

<http://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>



●「くらしの危険」は、全国の消費生活センター、医療機関等から収集した情報をもとに、被害や事故の未然防止・拡大防止のために作られています。●特定の商品・サービス等を推奨するものではありません。●商品やサービス、設備によって起きた事故の情報を最寄りの消費生活センターにお寄せください。●無断転載はお断りいたします。



独立行政法人  
**国民生活センター**

〒252-0229 神奈川県相模原市中央区弥栄3-1-1 TEL: 042-758-3165 ● 2017年 3月発行

イラスト：川崎 敏郎

# くらしの危険 Number 336

## ショッピングカート 子どもの事故に注意！



日常的に多くの人に利用されている店舗用ショッピングカート。商品を載せるだけでなく、子どもを乗せる座席が付いているものなど、大きさや形に様々なタイプがあります。買物に便利なショッピングカートですが、子どもと一緒にいるときには注意が必要です。

医療機関ネットワーク※1には、2011年度以降、店舗内での事故情報が295件※2寄せられており、そのうち108件がショッピングカートに関係する6歳以下の子どもの事故でした。転落等により頭部に危害を生じた事例が多く、なかには骨折や頭蓋内<sup>がい</sup>損傷などの重症事例も見られました。

買物中は常に子どもを見守ることは難しいものです。座席以外の部分に乗せず、座席のベルトがあれば着用するなど、事故の防止策をとりましょう。また、ショッピングカートで遊ばせないようにし、注意表示等もよく確認しましょう。

※1: 消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診したことによる事故情報を収集するもの(2010年12月から運用を開始)。

※2: 2016年10月31日までの伝送分。件数は本調査のために特別に事例を精査したものです。

## 店舗用ショッピングカートでの子どもの事故…108件

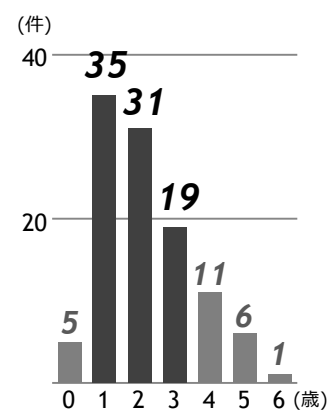
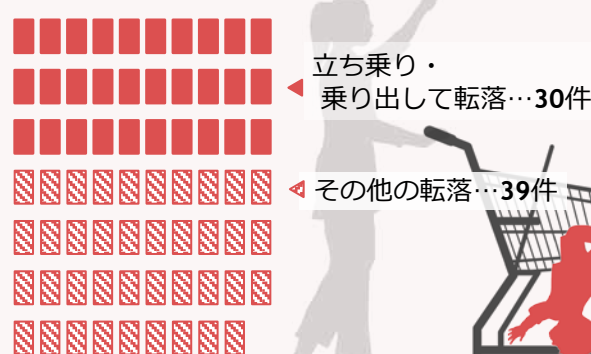


図1：年齢別件数 (n=108)

転落 69件 (63.9%)



転倒 18件 (16.7%)

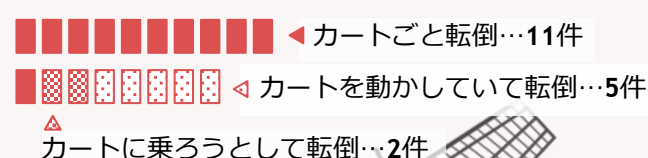


図2：事故の内容別件数

衝突・接触

16件 (14.8%)



挟む 5件 (4.6%)



## ケース1

母親とスーパーに買い物に行き、1mくらいの高さの買い物カートに立って乗っていたところ、母が目を離した合間に転倒した。右前頭部に打撲痕、皮下出血があって、右上肢の挙上を嫌がり、抱っこをしようと脇の下に手を入れて持ち上げると強く泣くため心配となり救急要請となった。上腕(肩)部骨折。

(11カ月・男児、中等症)

## ケース3

母親と一緒にスーパーで買い物をしていて、一緒にレジ前で会計の順番待ちをしていた。本人はカートの下段に乗っていた。本人が揺らしたのか、ショッピングカートが転倒し、床へ転がった。右手親指にけがをしており、出血していたので、救急車で搬送。受診時、右手第1指は圧挫されており、開放骨折、爪は剥離していた。手術し、入院。

(2歳6カ月・男児、中等症)

## ケース4

ショッピングカートを押して走っていたら壁に激突して頭部を打撲した。意識消失や嘔吐なし。右眼瞼に皮下組織に達しない1cm台の挫創あり、止血。眼球運動制限なし。2針縫合。

(3歳6カ月・男児、軽症)

専門家の調査・研究

## 転落などによる頭部への衝撃と損傷リスク

## ● HIC (Head Injury Criterion, 頭部損傷基準値)

重篤な損傷の起きやすい頭部に注目した損傷リスクの評価基準で、自動車業界において衝突事故時における頭部傷害耐性として提案された指標です。

HIC 値が1,000に達すると、中程度の頭部損傷(頭蓋骨の骨折や、意識喪失を伴う顔の骨折や深い切り傷など)が90%程度の確率で生じるとされています。遊具からの遊具下の地表面への転落によるリスク評価でもHIC値=1,000を目安に評価がされています。

## ● コンクリートの床面では約73cmの高さでHICが1,000を超える

産業技術総合研究所が実施した、3歳児のコンクリート床面への転落を想定したシミュレーションでは、頭部の転落高さが約73cmを超えると、HIC値が1,000を超える結果が出ています。大型のショッピングカートから転落した場合や、カート上で立ち上がって転落した場合は、HICの値が1,000を超える可能性があります。

## ● 打撲傷などが多いが骨折や頭蓋内損傷の事例も

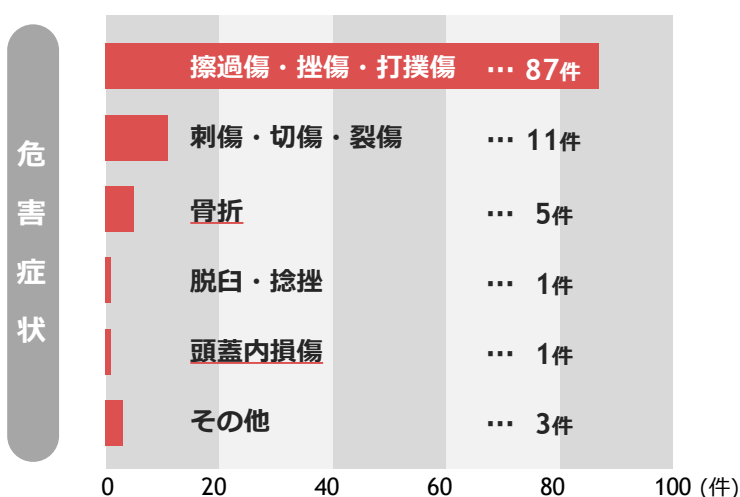


図3：危害の主症状別件数 (n=108)

## ● 危害は「頭」に集中

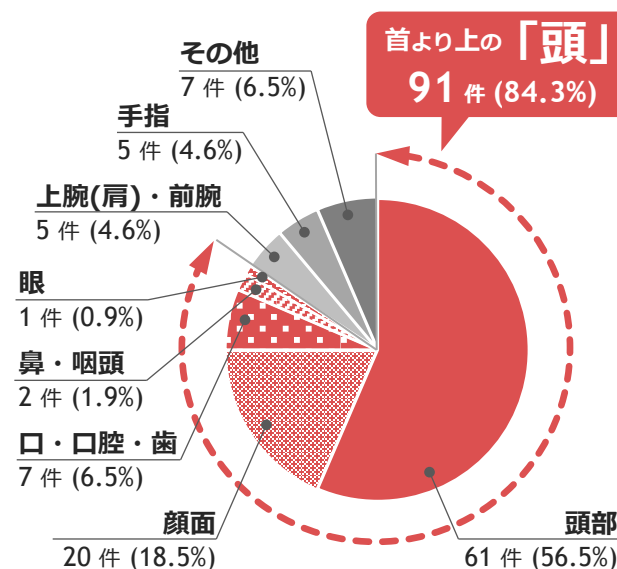


図4：危害部位別件数 (n=108)